

資料⑤

保護者 様

タブレット端末等を使用するにあたっての注意事項 (R3. 9. 1 現在)

島原市立第四小学校

子どもたちが、各教科の学習内容を理解し、より深く、より豊かな学びの実現を図るため、一人一台にタブレット端末等 (*)が割り当てられ、これまで学校の授業等で使用してきました。今後、更なる活用の充実を図るために、タブレット端末等を家庭へ持ち帰らせ、家庭学習等に活用します。

タブレット端末等は、子どもたちが学習する上でとても便利で、役に立つ道具です。そこで、以下に示す使用上のルールをしっかりと守らせ、有効に活用できるようにしましょう。

*タブレット端末等 (1年生: Windows PC 2年生~6年生: Chrome book)

1 基本ルール

- 学習活動に関わること以外には使用しない。
- 先生から伝えられたアプリのみを、学習のために使用する。
 - ・学習に必要な情報を見たり、調べたりしない。
 - ・ゲームをしたり、勝手にカメラで撮影したりしない。
- Wi-Fi に接続するときは、保護者と一緒に行く。(「Wi-Fi への接続方法」参照)

2 安全使用上のルール

- タブレット端末等を使うときは、周りに飲み物などを置かない。
- 使い終わったら、専用のバッグになおし、大切に保管する。
- 持ち帰るときは、専用バッグに入れて大切に運び、学校や家に着いてから使用する。
(登下校途中では、絶対に専用バッグからは出さない。)

3 健康上のルール

- 「タブレットを使うときの5つのやくそく」をよく見て、必ず守る。

4 プライバシーやセキュリティ上のルール

- 自分や友達のアカウントやパスワード等の個人情報を公開したり教えたりしない。
- 自分のアカウントやパスワードを勝手に変えない。
- 他人を傷つけたり、不快な思いをさせたりしないようにする。

5 破損、故障、紛失等のルール

- 壊したり、故障・紛失があったりしたときは、速やかに保護者が確認し、必ず学校に連絡する。

6 その他

- 保護者は必ず子どもの使用状況を確認、把握する。
- 使用について、何か不明なことや尋ねたいことは学校に連絡する。

※本注意事項は、現時点のものであり、今後、状況に応じて順次見直しを行います。